

中小企業信用保険法第2条第5項第6号に基づく認定について

この認定は、経済産業大臣が指定する「破綻金融機関等」と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている市内中小企業者について、神戸市長が認定を行うものです。

* 認定要件

次の①及び②のすべての要件を満たすこと。

- | | |
|--|--|
| ① 神戸市内に事業所を有すること。
※本店登記地は、神戸市外だが市内に主な事業所を有しており、神戸市の市長認定を受けたい場合は、市内に事業所があることを証明する書類（支店登記、許認可証、賃貸借契約書等）をご提出ください | ② 経済産業大臣の指定を受けた「破綻金融機関等」（注）と金融取引を行っていること。
(認定申請日以前の1年以内に破綻金融機関等と金融取引を行っている必要があります。) |
|--|--|

(注) …指定された破綻金融機関リストは中小企業庁のホームページに掲載されています。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_6gou.html

* 認定申請時の提出書類

提出書類	備考
認定申請書	所定用紙（第6号の規定による認定申請書） 様式ダウンロード
認定申請日以前の1年以内に破綻金融機関等との取引状況を確認できる資料	償還計画書、返済明細書、契約証書、決算書の借入明細書等のいずれかの写し
神戸市内に主たる事業所を有することが確認できる書類	法人：履歴事項全部証明書 個人事業主：確定申告書
誓約書	金融機関等による代理申請の場合は不要となります。
委任状兼誓約書	金融機関等が代理で申請される場合に必要となります。 ※申請を代理人に委任される際には、申請者と代理人の間で、書類訂正時の対応を含め、申請内容について十分に認識合わせを行ってください。

* 認定受付場所等（問合せ先）

- ・神戸市経済観光局経済政策課 市長認定窓口（産業振興センター1階） 電話（078）360-3206
- ・認定書の発行：平日（月曜日～金曜日） 8時45分～12時（12時～13時は昼休）
13時～17時

※「市長認定窓口」は事前予約が必要です。前日までに[「市長認定・相談等窓口予約ページ」](#)からご予約ください。

ご注意

- ・認定の取得は、一切の融資、保証を約束するものではありません。
- ・認定書の有効期間は認定日を含めて 30 日です。本認定の有効期間内に融資申込を行うことが必要です。
- ・認定後、認定内容と異なる事実が判明した場合には認定書が無効になる場合があります。